

# 高等学校漁業技術検定(F-TEC.O.A.)運営に関する規則

(Fishing Technique Official Approval)

- 1 教科「水産」研究委員会（海洋漁業部会）の役割（以下部会という。）
  - (1) 部会は検定実施要項等を作成する。
  - (2) 部会は必要がある場合は、学校検定委員会代表者と合同会議をもち検定の公正な実施を図る。
  
- 2 検定の内容及び種類
  - (1) 内容  
漁業資源、漁具、漁法、漁業機械、気象、海況・漁況、漁場・環境保全、漁業制度に関する内容とし、原則として教科書「水産海洋基礎」、「漁業」より出題する。
  - (2) 種類  
(1) の内容の一般的知識及び技術を検定する筆記試験と実技試験とする。
  
- 3 実施会場・検定  
実施会場は、検定を希望する各高等学校とする。当該学校は検定試験にあたり、学校検定委員長を中心とする学校検定委員会が、実施場所、監督、採点等の検定実務に当たる。
  
- 4 実施時期  
試験の実施期日は、高等学校における学習進度、就職のための推薦期日等を考慮し部会が定める。（原則として、7月～9月と12月～2月の毎年度2回とし、詳細は部会で決定する。）
  
- 5 検定手続
  - (1) 部会事務局より検定試験実施要項を全国の関係高等学校に配布する。
  - (2) 検定希望校は書面（検定実施要項様式1、2）をもって受検の申請をする。
  
- 6 合格基準  
合格基準は次のとおりとする。
  - (1) 筆記試験は正答率70%以上の得点を得たものを合格とする。
  - (2) 実技試験は「漁業技術検定実技合格基準」により、技術が基準に達した者を合格とする。
  
- 7 実技試験の免除  
学校検定委員長は、下記の条件を満たすと判断される受検生については、実技試験を免除することができる。
  - (1) 各学校で実施される水産海洋基礎、漁業、総合実習の実技試験で成績優秀の者。

(2) 各学校検定委員長は、部会より送付された検定問題の実技試験と同一分野の実技内容を既に実施している場合、その成績をもってその実技試験とすることができる。

(3) その他、学校検定委員長が実技試験免除相当と認める者。

#### 8 検定問題の作成、配布

(1) 問題および標準解答の作成は研究委員が行い、検定実施期日の数日前までに当該校へ送付する。

(2) 学校検定委員会は検定当日まで検定問題を厳重に保管し、検定を厳正に実施しなければならない。

#### 9 検定の実施と採点および報告等

(1) 各校の学校検定委員長は検定試験実施要項に従って検定を公正に実施する。

(2) 各校の学校検定委員会は試験終了後採点処理を行い、学校検定委員長は結果および必要事項を所定の報告書(様式4、5、6)に記入の上、部会長に報告する。

#### 10 合否の認定

試験の合否については、当該校の学校検定委員長の報告を受け部会長が認定する。部会長は検定の結果を全国水産高等学校長協会理事長に報告し、承認を得て当該校に通知する。

#### 11 検定料、認定証等の交付および費用

(1) 検定料は1,500円とし、実技試験は検定実施校で定める。

再試験料は1,000円とする。

(2) 認定証等は部会長の報告を受け、全国水産高等学校長協会理事長が交付する。

#### 12 その他

検定に関する疑義は部会に報告するものとする。部会は問題点について協議し、全国水産高等学校長協会の承認を得て回答する。

(付則)

この規則は平成10年10月30日より施行する。

運営に関する規則の一部改正(平成20年5月26日)

運営に関する規則の一部改正(平成21年5月25日)

運営に関する規則の一部改正(平成26年5月20日)